

えーっ！ 野焼きって犯罪なの？！

平成 13 年 4 月から、**基準に従わない野外での廃棄物の焼却**には、**厳しい罰則が適用**されます。

野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

罰則は……「**5 年以下の懲役**」若しくは「**1000 万以下の罰金**」又は「**これを併科**」

～他の罰則と比べた場合～

※あくまで参考のための一例です。

スピード違反	6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金	道路交通法第118条第1項
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	道路交通法第117条の2第1項
脅迫罪	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	刑法第222条第1項
暴行罪	2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金 又は拘留若しくは科料	刑法第208条

上記の罪よりも、重い罪に該当します。



野焼きの例（違法です！）

◎ダイオキシン類とは

人工物質として、最も強い毒性を持つとされています。

ダイオキシン類には、いくつかの種類があり、毒性の最も強いものは、「サリン」や「青酸カリ」よりも毒性が強く、一度体内に取り込まれると、脂肪に蓄積されやすく、分解や体外への排出速度が非常に遅いと言われています。

また、奇形を引き起こしたり、ガン化を促進すると言われています。しかし、現在のわが国の通常的环境汚染レベルでは、危険ではありません。

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律

〔昭和四十五年十二月二十五日 法律第百三十七号〕

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

どのような焼却が許されるか……

廃棄物の焼却については、一部の例外を除き、厳しい基準に従った焼却のみが許されます。

詳細は、裏面記載のお問合せ先にお問い合わせください。

Q1 家庭から出たごみを、簡易焼却炉で燃やしてもだめですか？

A1 罰則の対象です。

家庭から出たごみは、千歳市の分別方法に従って、適切に分別して排出してください。

Q2 どんと焼きや稲わら、もみ殻を燃やすのもだめですか？

A2 廃棄物の焼却は、原則として廃棄物処理基準に従う必要があります。

風俗習慣、宗教上必要な焼却、農林水産業を営むために必要な焼却など、一部については罰則の適用除外になりますが、この場合であっても、周囲に迷惑がかからないよう十分注意し、必要最小限にとどめましょう。自分では燃やさないのが一番です。

廃棄物処理基準＝「廃棄物の処理及び清掃に関する法律法施行令」第3条などで規定

Q3 事務所から出る弁当がら・紙くずなど、ごく少量のものを簡易焼却炉で燃やしてはだめですか？

A3 燃やす量に関わらず、罰則の対象です。

事業者の方は、事業所から出るごみを自ら責任を持って、適切な業者に処理を委託してください。

事業者の排出者責任＝「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第3条で規定

Q4 どのような焼却であれば、認められますか？

A4 厳しい基準を満たす焼却設備を用いた焼却が認められますが、一般的には大がかりな装置が必要となるため（ダイオキシン対策などのため）、家庭や小規模事務所での設置には向きません。

また、一定規模以上の施設設置に際しては、事前に北海道へ許可の申請又は届出の提出が必要となります。

焼却炉の設置基準＝構造基準、維持管理基準のほか、取り扱う廃棄物の種類に応じて、火床面積、処理能力が事細かに設定されています。

詳細は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で規定しています。（第1条、第1条の7、第3条、第4条など）

～お問合せ先～

千歳市環境センター廃棄物対策課

電話：0123-23-2110